

仮想通貨の売却損益認識は 約定日基準に？—ASBJ

去る7月28日、企業会計基準委員会では第365回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

仮想通貨に係る会計上の取扱

第106回実務対応専門委員会での議論(2017年8月10日号(No.1487)情報フラッシュ参照)を踏まえ、審議が行われた。

(1) 売却損益の認識時点

実務対応専門委では、今回の基準開発においては「売却損益の認識時点」を取り扱わないという事務局案に、賛成する意見は聞かれなかった。そこで、事務局でさらに検討が行われた。

わが国の会計基準では、売却

による資産の認識の中止を行う判断基準として、契約締結時に認識の中止を行う約定日基準と、引渡時に認識の中止を行う受渡日基準の2つがある。

事務局による検討の結果、約定日基準を採用し、売却損益の認識時点を「仮想通貨の売買契約の成立時点」とすることが提案された。

委員からは、約定日基準とすることへの反対は聞かれなかった。

(2) 顧客からの預かり資産(仮想通貨)の会計処理

① 顧客からの預かり仮想通貨に係る資産および負債の認識

実務対応専門委同様、「預かった仮想通貨を預かった現金に準じて、仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産計上する」ことが、事務局から提案された。

委員からは、賛否双方の意見が聞かれた。

② 顧客から預かった仮想通貨に係る資産および負債の期末評価

事務局からは、「自己の固有財産である仮想通貨と同様の方法で期末評価を行う」ことが提案された。

委員からは、「時価評価の場合にはよいが、取得原価評価の場合の検討が不十分」との指摘が聞かれた。

(3) 仮想通貨の期末評価

実務対応専門委では、「活発な市場が存在する仮想通貨については時価評価を行い、存在するとはいえない仮想通貨については取得原価評価を行う」ことが事務局から提案された。この場合には、次の論点について明確化が必要と考えられるため、そ

れぞれ次のような事務局案が示された。

① 活発な市場の判断基準

複数の仮想通貨交換業者が取り扱うことにより客観的に信頼性のある価額として時価が把握できるとともに、当該時価による売却・換金等の実現可能性があるかという観点から判断を行う。

② 活発な市場が存在する仮想通貨の時価の算定方法

最も取引が活発に行われている仮想通貨取引所における取引価格(仮想通貨販売所において成立する価格)とする。

③ 活発な市場が存在するとは

いえない仮想通貨の減損処理取得原価をもって貸借対照表価額とし、処分見込価額が取得原価より下落している場合には、当該処分見込価額を貸借対照表価額とし、差額を当期の費用として処理する(切放し法を採用する)。なお、活発な市場が存在することとなった場合は、時価に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。

委員からは、「自社以外の世界中の交換業者の状況をみに行くことになり、実行困難なのでは」などの意見が聞かれた。

*

今後、事務局案をもとに、実

のれんおよび減損に関する IASBの検討状況を把握

IASB、IASAF対応専門委

去る7月31日、企業会計基準委員会は第57回IASAF対応専門委員会を開催した。

今回は、7月6日、7日に開催されたIASAF会議の概要について報告がなされた後、7月18日、19日に行われたのれんおよび減損に関するIASBボールド会議について審議された。主な内容は以下のとおり。

IASBの計画

のれんおよび減損について、IASBスタッフは次のような日程感でボールド会議において検討することを計画している。

- ・(2017年10月) 減損テストを改善し、関係者の懸念の解消に対処するアプローチを選択することを目的とする簡素化、有効性の改善および開示の改善について全体的な検討
- ・(2017年12月) のれんの償却を再導入すべきか否か
- ・今後のステップ…ディスカッションペーパーを公表するか否か等
- ・(2018年2月)

行可能性等について、仮想通貨交換業者等へのアウトリーチを行うこととされている。ただし、損益計算書の表示(純額か総額か)や開示の論点については、事務局案の提示まで検討が進んでいないため、今回のアウトリーチの対象とはしない予定。

IASBは、適用後レビューの一環として意見募集を行っており、金融商品部分のコメントについて、金融商品専門委において検討を行うこととされている。その後、日本基準開発に向けた検討に着手するか否かの検討を行う予定。

定に関する検討

IASBは、適用後レビューの一環として意見募集を行っており、金融商品部分のコメントについて、金融商品専門委において検討を行うこととされている。その後、日本基準開発に向けた検討に着手するか否かの検討を行う予定。

・企業結合において無形資産をのれんから区分して識別することを簡素化し得るアプローチ

年次減損テストの廃止

IASBスタッフは、のれんの減損テストの堅牢さを失わずに簡素化する目的において、年次の減損テストを廃止し、兆候があるときのみ減損テストを要求することを検討している。

また、この場合の代替案として、年次テストを完全免除または部分免除するアプローチを検討している。

改善
のれんと減損に関する開示の

IASBスタッフが検討して

FRBの追加利上げに影響する長期金利の動向

金 融

米連邦準備理事会(FRB)は7月26日、米連邦公開市場委員会(FOMC)において現状の金融政策を維持、追加利上げはなかった。資産縮小についても前回6月に言及したとおりのみで、新たな方針はなかった。6月に示した保有資産縮小計画では、4兆5,000億ドルにまで膨らんだFRB保有資産を、当初月額米国債を60億ドル、住宅ローン担保証券(MB

いるのは次の2点。

- (1) 投資家のフィードバックを受け、次のいずれかまたは両方の開示を求めること。
 - ① 識別可能純資産を超えて支払ったプレミアムの妥当性ならびに買取価格の根拠となる主要な業績目標および当該主要な業績目標と実績との比較
 - ② のれんの帳簿価額の内訳および経営者が各企業結合について帳簿価額が回収可能であるとしたことについての説明
- (2) IAS 36号の開示要求事項について、修正あるいは削除すべきものがないか見直しを行うこと。

S)を40億ドルの合計100億ドルを上限に縮小する予定だ。その後3カ月ごとに、米国債を60億ドル、MBSを40億ドルずつ、縮小幅を引き上げる予定で、米国債300億ドル、MBS200億ドルに達するまで引き上げる。ただし、開始時期については今回も明言はなく、「比較的早い時期に」と言及するに留めている。

一方で、政策金利については

ひと昔前、監査調書は手書きであり、その頃は、各監査メンバーの進捗状況は手の動きや会話などでお互いに感覚的にわかったものだ。調書が電子化された現在、とても便利になった一方、少し極端にいうと、朝から無言でPCとにらめつこととなり、業務の進捗状況を感じて把握するのが難しくなった。

そこで、私は、監査法人在職中、「10分ミーティング」を実施してきた。いわば朝礼だ(以下、「朝の10分」という)。多くの会社では朝礼は当たり前であるが、監査法人では、監査計画や留意点などを共有するキックオフミーティングを除き、監査チーム単位での日常的なミーティングは意外に少ない。

「朝の10分」の内容はシンプルだ。毎朝、主査(または現場の最上位の者)が進行役となり、メンバー全員がPCの画面を閉じてお互いの顔をみながら、主査からの情報伝達、メンバーからの進捗状況の報告など監査チーム内の情報共有を図り、必要に応じて主査が指示するというものだ。始めた当初は「朝の10分」が30分近くになったこともあるが、すぐに10分あれば十分となった。

「朝の10分」のねらいは業務の効率化と監査品質の向上だ。人数の制約や残業時間の規制によ

る総労働時間の枠がある以上、監査品質を向上させるには、業務のメリハリをつけ、重要論点の検討に投入できる時間を増やすことが必要だ。そのためには、各メンバー間で監査の進捗状況を常に把握し(手間をかけた進捗状況の「見える化」)、パートナーや主査が適時に指示をする必要がある。

業務の効率化を図るには、監査終了後に作業日報を分析しても、有効な改善策は打て



新人が資料を依頼してもなかなか提出されないときは、主任が再度依頼することもある。

「朝の10分」は1日の会話をしやすくする雰囲気づくりにも貢献する。私の経験上、大きな失敗はまったくの想定外から発生するのではなく、なんとなくその端緒に気づいていながら、あの時ひと言伝えておけばと悔やむことが多い。監査の論点は複数の科目に波及するので、お互いに他のメンバーの状況に関心を持つことが大切だ。

副次効果もある。現場に上位者がいない日は、経験の浅い人が進行役となることもある。これは本人の自覚を促し、全体を見渡す訓練につながる。

報告は1人1分でないとミーティングは10分では終わらない。進捗状況や検討事項を簡潔明瞭に表現するには、毎日、自分の頭を整理する必要がある。

また、表情をみれば、精神面を含め、健康状態もある程度把握できるものだ。

「朝の10分」により、担当者が必要以上に細かく論点を検討していたり、優先順位の高い論点の検討を後回しにしているなど、時間配分に問題のあることが案外多いことに気がつく。考え抜くことは大切であるが、監査時間とのバランスを考え、方向転換をさせたり、主査や前期担当者からのちよとした助言が手戻りをなくす。

6人の監査チームで「朝の10分」を実施すれば全体では約1時間のコストがかかるが、それを大きく上回る効率化が達成できる。現場に負担をかけずに地道な活動を継続することが監査品質の向上のために重要である。(会計・監査リサーチセンター)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日付 | 法規等 | 出所 | 備考 | 掲載号 |
|-----------|--|---------|---|-----|
| 2017年8月2日 | 相談役・顧問等の開示に関する「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の改訂について | 東京証券取引所 | 「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」における共通記載事項として、「(8)代表取締役社長等を退任した者の状況」が設けられた。具体的には、代表取締役社長等が会社法上の役員としての地位を退いた後、相談役・顧問など何らかの役職に就任している場合には、氏名、役職・地位、業務内容、勤務形態・条件等を記載することが求められる。改訂後の様式および記載要領を用いた記載は、2018年1月1日以後、提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書から可能。 http://www.jpx.co.jp/news/1020/20170802-01.html | — |

日米株式市場のリスク評価のの違い

証券

今回据え置いたFFレート1:00~1:25%に対して、6月14日に公表されたFOMCメンバーの予想ドットチャートでは、2017年が1:25~1:50%が最も多く、その意味では年内もう1回追加利上げがあると思われるべきかも知れない。しかし問題は、米10年物国債利回りが3月の2.62%をピークにここ数カ月間は2.3%近傍で推移し、明確なトレンドがみえないことだ。FOMCメンバーの金利予想と6月に実施した利上げに対して、長期金利がこの動きを続けられ、イールドカーブのフラット化が進むだけになる。

日銀が導入したイールドカーブ・コントロールの必要性はFRBも直面しているわけで、日本のような10年物金利に誘導目標を設定するかわりに、米国債やMBSの長い年限から再投資額を減らして資産縮小を実施する選択肢はある。その場合、実質的に「イールドカーブ・コントロール」を行うとすれば、短期金利であるFFレートは当面据え置くことになるだろう。FOMCでの追加利上げを占う意味でも、先行する資産縮小の結果、10年債利回りがどの程度上昇トレンドをみせるのが焦点となる。

夏の真つ盛り、米株価が飛ばしている。NYダウは史上最高値を更新し続け、2万2千ドル台に突入した。大統領の経済政策は迷走し、FRBの金融政策は株価には逆風のはずだが、そうしたリスクを無視しているようにみえる。株高の拠り所は企業収益の好調だという。

確かに、現在の米経済をリードする大手IT企業の業績は絶好調だ。収益好調、株価上昇によつてこれら企業の時価総額は巨額になり、ランキング上位を独占している。ただPERは歴史的にみて相当高水準になっているが、利益の高い伸び率をみて、さほど気にしていないようだ。

一方、日本株価はこう着状態といわざるを得ない。日経平均は2万円の大台を固めるのに四苦八苦している。日米を比べると、今年1月以来、NYダウは2万ドルから2万2千ドルまで10%上昇、一方、日経平均は1万9千円から2万円まで5.2%上昇である。結果として両者の価格数値差は1千から2千

へ拡大した。日米ともに株式市場を取り巻くリスクは少なく、この点で両者の相違は小さいと思われる。しかし、米市場は能天気といいたくなるほど楽観的だ。米株式、米株式市場の底力に自信をもっているのだからか。

それに対し、日本企業の足もとの業績はアメリカ同様、好調といつてよいし、日本株式のPERは米株式より低く、割安感が指摘されることが多い。

しかし、日本の株価は米株価に比べると弱い。やはり日本の株式市場はリスクに敏感ということなのだろうか。現状では安倍内閣の急速な支持率低下、そ

へ拡大した。

れに伴う政治の不安定化、経済政策の不透明化などを気に始めているのか。

安倍内閣の看板であるアベノミクスの限界がみえ、日銀の異次元緩和政策も効果が感じられず、日銀は目標の物価上昇率2%の達成時期について、6回目の先送りを行った。政治が不安定になれば、国民の不満を沈静させるような新政策を打ち出すことが難しくなる。

ただ、政治的リスクは安倍首相の内閣改造が高評価を得て、魅力的政策を打ち出せば、一転して株価押し上げ要因に転じることもあり得る。これからの推移を見守ろう。

経理用語の豆知識

監査人の交代



監査人予定者および監査人は、前任監査人に対して監査業務の引継ぎを求めなければならない。監査業務の引継ぎは、主に、監査人予定者および監査人による質問および監査調書の査閲によって実施される。

監査人予定者は、監査契約の締結の可否を適切に判断するため監査契約の締結前に以下の事項を質問しなければならない。①経営者の誠実性に関する見解、②監査人の交代事由に関する見解、③会計処理、表示および監査手続に関して会社との間に重要な意見の相違があるか、④経営者による不正等が存在しているか、⑤重要な違法行為等があると判断したものが存在しているか、⑥重要な偶発債務が存在しているか、⑦財務報告に係る重要な内部統制の不備があるか、⑧継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在するか、⑨過年度において、最終的には修正されたものの監査の過程で発見された重要な虚偽表示があったか。